

いじめ防止等のための 基本的な方針

平成 30 年5月1日版

静岡県立浜松南高等学校

目次

第1章	基本的な考え方	1
1	いじめの定義	
2	いじめの理解	
3	いじめ防止等に関する基本的な考え方	
第2章	組織の設置	3
1	名称	
2	構成員	
3	役割	
第3章	防止等のための対策	4
1	未然防止	
2	防止対策の検証・評価	
第4章	早期発見・早期対応	4
1	生徒の実態把握	
2	相談体制の整備	
3	学校のいじめに対する措置	
4	校長及び教員による懲戒	
5	関係機関との連携	
第5章	年間計画	6
第6章	いじめに対する措置	7
1	発見から指導、組織的対応の展開	
2	保護者との連携	
3	ネット上のいじめへの対応	
第7章	重大事態への対処	12
1	学校の設置者又は学校による対処	
2	県立学校に係る対処	
3	県教育委員会の指導、助言及び援助	

第1章 基本的な考え方

「いじめをなくしたい」

生徒、保護者、教職員、地域住民等、すべての人の願いである。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切である。

1 いじめの定義

いじめとは「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることからその生徒や周りの状況等をしっかりと確認することも必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、「暴力を伴わないいじめ」（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられる。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒がいるなど、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいたりすることにも気をつける必要がある。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついている。その大きさや深さは、本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

いじめの未然防止のためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない生徒を育てていく。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組むことが必要である。

(1) 未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていく。この育ちにおいて、社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

健やかでたくましい心を育むためには家庭、地域、学校それぞれが連携して生徒自身の自立をめざすことが大切である。生徒の発達に合わせて生徒を理解し、生徒の思いを生徒の立場に立って受け止め、その生徒のよさや可能性を認める姿勢を持ち、生徒との信頼関係をつくり上げていくことが、生徒が自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支える。そして周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していく。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要である。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切である。

地域においてはきまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して生徒を温かく、時に厳しく見守っていく必要がある。

学校においては、生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められる。学級活動や道徳の時間を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていくことが重要である。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切である。

(2) 早期発見・早期対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校や家庭、地域等が連携し、生徒の健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。

○早期発見 —いじめはどの生徒にも起こりうる—

いじめは、どこでも、誰にでも起こりうることから、いじめの早期発見には、学校・家庭・地域が連携・協力して、生徒を見守り続けていくことが求められる。いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ている。深刻な事態にならないためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添うことで、生徒たちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことが大切である。

家庭では、日頃の対話や態度などから、子どもの変化を見逃さず、いじめの早期発見に努めることが求められる。

学校では、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する必要がある。また、日頃から、定期的なアンケート調査を実施するなど、積極的ないじめの発見に努めることが大切である。

地域では、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、すぐに家庭や学校へ連絡するなど連携して対応することが重要である。

○早期対応 —いじめられている生徒の立場に立って組織的に—

いじめが発見された場合には、深刻な事態にならないように、学校、家庭、地域等が状況に応じて連携し、速やかに協力して対応していくことが求められる。

いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周りの生徒への指導など、状況を十分に把握した上で、具体的な取組を確認して、対応することが重要である。

状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など関係機関等と連携することも必要である。

(3) 関係機関等との連携 —専門家とつながる—

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切である。

例えば、学校や教育委員会において、いじめている子どもに対して、指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下のような関係機関との適切な連携が必要となる。

- ・学校と警察や児童相談所等の関係機関との、日頃からの連絡を密にした情報共有体制の構築
- ・医療関係等の専門機関と連携した教育相談等の必要に応じた実施
- ・人権啓発センターや法務局など、学校以外の相談窓口の子どもや保護者等への周知

第2章 組織の設置

1 名称

いじめ対策委員会

2 構成員

教頭・生徒指導主事・保健主事・養護教諭（1名）の4名とする。必要に応じて学年主任、担任及び部活動顧問等、関係の深い教職員を追加したり、スクールカウンセラーや警察署の職員など外部の専門家に協力を求めたりして対応する。

3 役割

学校が組織的にいじめ問題に取り組むために以下のような中核的な役割を担う。その際、生徒課・研修課や教育相談委員会などの既存の組織を活用することもありうる。

- (1) いじめ防止等基本方針の策定
- (2) いじめの未然防止
- (3) いじめの早期発見・早期対応
- (4) 重大事案への対応
- (5) いじめ防止等基本方針の検証と見直しの検討

基本方針の策定に当たっては、PTAや地域の関係団体に意見を求めたり、生徒の意見を取り入れたりするなど、実効性のある方針になるように努める。また、策定後は、ホームページ等で公表するなどし、教職員の意識や取組を学校評価等で点検し、適宜基本方針の見直しを検討する。

さらに、情報の収集、記録、共有や取組方針の企画立案等、定期的に打合せを行う。いじめ事案発生時は緊急会議を開いて対応を検討する。

第3章 防止等のための対策

1 未然防止

- (1) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。本校では、道徳教育の全体計画を策定しており、これに沿った指導を行うとともに、適宜検証し見直しを検討していくものとする。

- (2) 生徒の自主的活動の場の設定

LHRや生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設定する。その際、「人間関係づくりプログラム〈高校生版〉」等を活用するものとする。

- (3) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に連絡するよう啓発することが必要である。本校では、保護者に対してはPTA総会、学級懇談会、三者面談等の機会を活用して啓発等に努めている。また、地域に対しては、主に学校ホームページや印刷物（ポスター等）を活用した啓発に努める予定である。

- (4) 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討などの研修を計画的に行う必要がある。これについては、人権教育の推進を含め、効果的な研修について研修課と連携して進めていく予定である。

2 防止対策の検証・評価

いじめ対策委員会は年3回の会議を開催し、年間の取組の確認、進捗状況のチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針の見直し等を行う。

第4章 早期発見・早期対応

1 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート及び面談を行う必要がある。本校では生徒の実態を多面的に把握できるように質問を工夫して年1回アンケートを実施する他、年2～3回以上個人面談を実施している。

2 相談体制の整備

- (1) 心理・福祉に関する専門家の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備することが求められる。本校では、定期的に来校してくれるスクールカウンセラーがおり、訪問日や時間を事前に生徒、保護者、教職員に伝え、安心して相談できるような体制づくりを進めている。
- (2) いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ることに留意する。

3 学校のいじめに対する措置

- (1) いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、早期に事実確認を行うとともに、その結果を設置者に報告する。
- (2) いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用し、必要に応じて心理・福祉等に関する専門家の協力を得て、いじめを受けた生徒の支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- (3) 必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように配慮する。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求める。

4 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った生徒に対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることができる。

5 関係機関等との連携

- (1) 日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応することが重要である。
- (2) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

第5章 年間計画

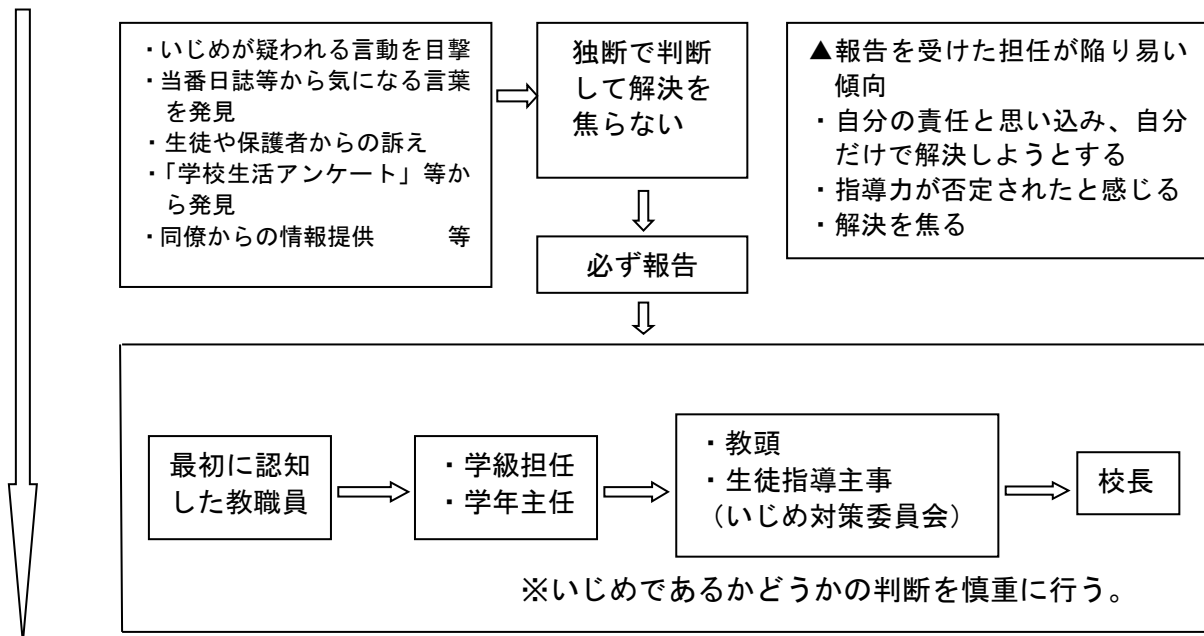
月	1年	2年	3年	委員会・研修会等
年間	朝読書（毎朝各10分）			スクールカウンセラー 来校（年12回） 学校心理アドバイザー 来校（年14回）
4	相談窓口の周知 入学式・対面式 スタディーサポート 面接週間 避難訓練・交通教室 遠足（クラス作り）	相談窓口の周知 始業式・対面式 面接週間 避難訓練・交通教室 遠足（クラス作り）	相談窓口の周知 始業式・対面式 面接週間 避難訓練・交通教室 遠足（クラス作り）	・PTA評議員会 ・教育相談委員会 ・第1回いじめ策 委員会
5	生徒総会 波濤祭準備	生徒総会 平和学習 波濤祭準備	生徒総会 波濤祭準備	・PTA総会 ・クラス懇談会 ・生徒指導等推進 事業（スマホ・ 携帯の使用等） ・教育相談委員会
6	全校集会・波濤祭 思春期セミナー 立会演説会 保育体験実習（理数科）	全校集会 波濤祭 立会演説会	全校集会 波濤祭 立会演説会	・PTA理事会 ・学校評議員会 ・教育相談委員会
7	野球応援 運動大会 表彰式・終業式	平和学習 運動大会 表彰式・終業式	運動大会 表彰式・終業式	・教育相談委員会 ・救命救急法講習会
8	三者面談	三者面談	三者面談	
9	始業式・防災訓練 面接週間 体育大会	始業式・防災訓練 面接週間 体育大会	始業式・防災訓練 面接週間 体育大会	・教育相談委員会 ・第2回いじめ 対策委員会
10		研修旅行		・教育相談委員会
11	学校生活アンケート 保育実習（普通科） 薬学講座	学校生活アンケート 薬学講座	学校生活アンケート 薬学講座	・授業研究週間 ・教育相談委員会
12	人権講座 表彰式・終業式	人権講座 表彰式・終業式	表彰式・終業式	・教育相談委員会
1	始業式	始業式	始業式	・PTA理事会 ・学校保健委員会 ・教育相談委員会
2	保護者アンケート	保護者アンケート	保護者アンケート	・第3回いじめ 対策委員会 ・教育相談委員会 ・学校評議員会
3	表彰式 離任式	表彰式 卒業式・離任式	表彰式 卒業式・離任式	・PTA理事会

第6章 いじめに対する措置

いじめの発見から解決まで

1 発見から指導、組織的対応の展開

①いじめの情報（気になる情報）のキャッチ



②対応チームの編成

※いじめと判断した場合に対応チームを編成する

校長、教頭、生徒指導主事、保健主事、学年主任、担任、養護教諭、部活動顧問等
※事案に応じて、上記のメンバーを柔軟に編成する。

③対応方針の決定・役割分担

ア情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の生徒の特徴

イ 対応方針

- ・緊急度の確認 … 「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

ウ 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

④事実の究明と支援・指導

ア 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行う。

〈事情聴取の際の留意事項〉

- いじめられている生徒や周囲の生徒からの事情聴取は人目につかないような場所や時間に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で事情聴取を行う。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、保護者に来校願い、教師が保護者に直接説明する。

〈事情聴取の段階ではないこと〉

- ▲いじめられている生徒といじめている生徒を同じ場所で事情を聞くこと。
- ▲注意、叱責、説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

ア 被害者（いじめられた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめられた生徒に対して、寄り添い、親身になって対応する。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、生徒が話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聴いていく。

【支援】

- 学校はいじめている者を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教える。
- ▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 面談や他の生徒からの情報集等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己否定感を回復できるよう、授業、LHR等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ 加害者（いじめた生徒）への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったか、これからどうしていくか等について反省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。’

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業やLHR等を通じて、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者がいた場合には、彼らにも問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動範囲や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- LHRや学校行事等を通じて集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

2 保護者との連携

(1) いじめられている生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点ですみやかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として、徹底して生徒を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- いじめの全貌がわかるまで相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- 対応を安易に終結させず経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

＜保護者の不信をかう対応＞

- ▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにいじめはない」などと言う。→事実を調べ、いじめがあれば生徒を必ず守る旨を伝える。
- ▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの軽率な発言をする。
- ▲電話で簡単に対応する。

(2) いじめている生徒の保護者との連携

- 事情聴取後、保護者に来校願い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。
- 相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- 誰もがいじめられる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校では事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- 事実を認めなかったりうちの子は首謀者ではないなどとして学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

＜保護者の不信をかう対応＞

- ▲保護者を非難する。
- ▲これまでの子育てについて批判する。

(3) 保護者との日常的な連携

- 年度当初から学年だよりや保護者懇談会などで、いじめの問題に対する学校の認識や対応・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

3 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、生徒達のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている生徒が発するサインを見逃さないよう保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

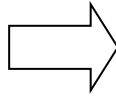
(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだりメールを送ったりするなどの方法により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じる事。

◆トラブルの事例

生徒たちが事件に巻き込まれた事例だけでなく、生徒たちがインターネットをどのように使っているか保護者とともに調査することも必要である。

- メール
- ブログ
- チェーンメール
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)

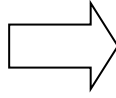


ネット上のいじめ特殊性による危険

◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

■SNSから生じたいじめ

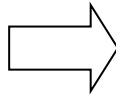
A君が友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心してB君の悪口を書き込んだ。それをC君がコピーして他の掲示板に書き込み、B君の知るところとなった。その後同掲示板にA君への誹謗中傷が大量に書き込まれた。



◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい
◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報(GPS)により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

■動画共有サイトでのいじめ

A君はクラスの数人からプロレス技をかけられていた。その様子は携帯電話でも撮影されていた。そして過激な画像が目目されている動画共有サイトに投稿された。



◆一度流出した個人情報は回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

ブログ・「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるWebサイト。
SNS・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。コミュニティ型の会員制のWebサイト。

(2) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

ア 保護者会等で伝えたいこと

- 生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行い、特に携帯電話を持たせる必要性について検討してほしい。
- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもってほしい。
- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与える場合があることを認識してほしい。〈早期発見の観点から〉
- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談してほしい。

イ 情報モラルに関する指導

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導をあらゆる場面をとらえて行う。

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まる。
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できる。
- 違法情報や有害情報が含まれている。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性がある。
- 一度流出した情報は、簡単には回収できない。

(3) 早期発見・早期対応のためには

ア 保護者や関係機関との連携

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を生徒、保護者に助言し、協力して取り組む。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例には、警察等の専門機関と連携を行う。
- 被害の拡大を防ぐために専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許される行為ではない。
- 匿名で書き込みができるが書き込みを行った個人は必ず特定される。
- 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される。

イ チェーンメールの対応

〈指導のポイント〉

- チェーンメールの内容は架空のものであり、転送しないことで不幸になったり、危害を加えられたりすることはない。
- 受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しない。内容により、「ネット上のいじめ」の加害者となる。

【チェーンメール転送先】

(財)日本データ通信協会メール相談センターにおいて、チェーンメールの転送先のアドレスを紹介している。
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

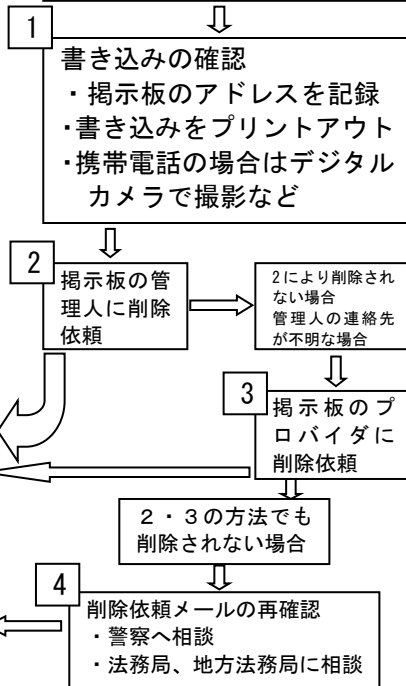
※ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が必要である。
※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

削除確認

生徒・保護者等への説明

書き込み等の削除の手順 (参考)

ネット上のいじめの発見生徒・保護者等からの相談



第7章 重大事態への対処

1 学校の設置者又は学校による対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・子どもが自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間、学校を欠席しているとき。あるいはいじめが原因で生徒が一定期間連続して欠席しているとき。

ウ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、学校は設置者に報告し、設置者の判断のもとすみやかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。この際、因果関係の特定を急ぐべきではないことに留意する。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、すみやかに調査を行う。

(3) 情報の提供

学校の設置者又は学校はいじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(4) 設置者の姿勢

学校が調査及び情報の提供を行う場合、学校の設置者は必要な指導及び支援を行う。また、県立学校に係る調査において県教育委員会が調査の主体となる場合には、県教育委員会の附属機関が調査を実施することが考えられる。その際、公平性・中立性の確保について配慮する。

(5) 報道への対応

情報発信・報道対応については個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材等）が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

2 県立学校に係る対処

(1) 知事への報告

県が設置する学校は重大事態が発生した場合には、教育委員会の判断のもと、その旨を知事に報告する。また、教育委員会は調査の結果を知事に報告する。

(2) 再調査

報告を受けた知事は必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。

(3) 調査結果に対する措置

- ・知事は、調査を行った場合、その結果を議会に報告しなければならない。
- ・知事、県教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講ずる。例えば、県教育委員会においては、指導主事等の派遣による重点的な支援、生徒指導専任の教職員の配置、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。知事部局においては、必要な教育予算の確保や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。